

特定非営利活動法人静岡市障害者協会

令和7年度事業報告書

I 法人運営

1 通常総会の開催

- ①開催日及び開催場所：5月22日（木） 静岡市中央福祉センター大会議室
- ②審議内容：第1号議案 令和6年度事業報告並びに活動計算書について
第2号議案 令和7年度事業計画並びに活動予算について
第3号議案 銀行からの借入枠（500万円）の設定継続について
- ③審議状況：46団体・個人の内41団体・個人が出席し、全議案が承認された

2 理事会の開催

- ①開催日：5月8日、9月4日、11月13日、3月12日（4回開催）
- ②会 場：静岡市中央福祉センター
- ③参 考：理事定数 6名以上15名以内：現状11名（会長1名、副会長2名を含む）、監事定数 2名以上：現状 2名

3 わかば会（正副会長連絡調整会議）の開催状況

- ①開催日：5月1日、8月26日、11月6日、3月5日（4回開催）
- ②出席者：会長、副会長、副会長・事務局長、事務部長兼事務主幹
- ③協議事項：理事会に付議すべき事項、契約の報告、職員人事、事業の進捗状況の報告、委託事業の状況、障害者施策の動向等

II 協会独自事業

1 会員団体の連携および拡大事業

目的：協会事業の安定した運営を図るため、障がい者団体等に入会を勧め、自主財源を確保する。

（1）会員の拡大

正会員の新規加入はなかった（年度末で28団体・18個人）。

協力会員については14件31,000円の加入があった。

（2）自主財源等の確保充実

寄付金として年間を通して、現金25件 365,039円をいただいた。

（3）協会の情報発信

①ホームページの運営

協会を広く紹介することと会員発の提供を目的にホームページを開設し、広報している。

2 会員団体への活動支援事業

目的：研修等の事業を通して、会員団体の活動の充実に貢献する。

（1）独自研修事業「障害者プランの勉強会」（原則第3水曜日：全11回）

障がい者施策や障がい者を取り巻く事柄について研修、意見交換する場。

前半は防災対策の関係で、後半は合理的配慮の提供が主な内容。

開催日：4月16日、6月18日、7月16日、8月20日、9月17日、10月15日、11月19日、12月17日、1月21日、2月18日、3月18日

(2) 防災関係事業

①今年度も、「西豊田学区地域支え合い体制づくり実行委員会」に参加し、地域防災訓練に障がい当事者が参加するための取り組みを行ったほか、関係機関と連携して障がい者の防災対策に取り組んだ。

- ・防災訓練 12月6・7日（当協会は6日のみ参加）
- ・実行委員会への参加

②防災委員会（原則第1火曜日：全12回）

- ・開催日：4月1日、5月13日、6月3日、7月1日、8月5日、9月2日、10月7日、11月4日、12月2日、1月6日、2月3日、3月3日
- ・構成：理事所属団体より選出された委員8名（学識経験者、市社協職員も出席）

③担当職員（松山文紀）の動き

- ・令和7年9月5日に発生した牧之原市の竜巻被害での現地支援を行った。現地の相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所の被害状況の把握や牧之原市役所の災害対策会議への出席、牧之原市社協の支えあいセンターの運営の支援を行った。
- ・能登半島地震の現地を訪問し、継続的に障害福祉サービス事業所の業務（生産活動）の支援を行った。
- ・障害者団体、地域団体、社会福祉協議会などに、これまでの経験を踏まえた講演を実施した（通年：のべ20件）

(3) 差別解消・社会参加委員会（原則第4木曜日：全10回）

差別解消のための事例の研究の場であり、各分野と定期的な意見交換を図る。あわせて公共施設（公共交通機関など）のバリアフリー化などに取り組んだ。

- ・開催日：4月24日、6月26日、7月24日、7月24日、8月28日、9月25日、10月23日、11月27日、12月25日、1月22日、2月19日、2月19日、3月26日
- ・構成：理事所属団体等より選出された委員12名

(4) 会員団体への支援

役員、会員の高齢化などで運営に課題の出てきた団体への支援を行った。

支援実施団体：1団体（家族会）

内容：・役員の変更（重任）に伴う、届出、役員変更登記の支援

- ・法人の運営している事業所の経営について（税理士のアドバイスを受けた／継続）

3 障害者（TIP-OFF）奨学金運営関係

- (1) 奨学金の給付 9名の奨学生に5万円/月を給付 総額300万円
- (2) 企画運営委員会の開催
委員の構成：大学教授、弁護士、環境活動家、元教員、障害当事者 5名
委員会等の開催：計5回（4/21、7/4、8/29、10/31、1/15）
議題：募集要項（応募条件、給付金額など）、広報の方針、選考基準など
- (3) 事務局業務はLLP 未来舎（代表馬場利子氏）に委託
業務：委員会の運営、募集事務、要綱の作成、広報・パンフレット作成等
委託額：月額8万円（税抜）
- (4) 令和8年度分の募集開始と記者会見
10/6募集開始の記者会見（県庁記者クラブ）
募集期間：R7.10/1～R8.2/7
選考会：R7.2/17
- (5) 応募者と内定者と決定
応募者数18名
内定者数 5名（うち中部1、西部1、東部3）
障がい/身体2（車イス0、難病2、内部1）、発達1、難病2
- (6) 内定者食事会
3/20市内貸会議室にて開催
参加者は23名（奨学生13、寄附者、委員7（介助者含）、事務局3）
- (7) 寄付金の募集
奨学金事業の安定を目的に、広く市民に寄付金を呼びかけた。その結果、
36人、2団体企業から1,497,500円のご寄付をいただいた。
- (8) 年間経費概要…特別会計（活動計算書等）参照
 - ①奨学金基金残高31百万円（奨学金を9名に540万円給付）
 - ②寄付金収益149万円
 - ③支出経費181万円（事務委託66万円、謝金38万円、事務所費39万円、
広報費12万円、通信7万円、その他19万円）
 - ④別途基金残高37百万

Ⅲ 静岡市委託事業（静岡市障害者相談支援推進業務）

1 基幹相談支援センター業務

基幹相談支援センターとして、障がい当事者や家族、関係機関からの相談のうち、総合的・専門的なものや困難なケースを受け付けて、計画相談事業所や委託相談支援事業と連携しながら対応を進める。また、各区の相談支援連絡調整会議に参加して自立支援協議会で取りあげる事例の検討等を行う。

(1) 基幹相談支援センター事業

①総合的・専門的な相談支援の実施

- ・延べ件数 573件（うち、障がい者虐待相談38件）

- ・受付人数 実人数210人（延べ386人）うち、障がい者虐待相談25人
- ・個別支援会議への参加 127回、虐待対応会議への参加 31回
- ・寄せられる相談は、生活上の困りごとから虐待や権利擁護などの緊急性の高いものまで多岐にわたる。同一相談者からの複数回の相談も多い。

②地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援

- ・支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを143件、他分野機関との間での情報の収集・提供や連携の取組、支援に係る専門的助言を68件実施した。助言・指導は個別支援会議などの参加。人材育成支援は障害者相談員の研修会の開催や専門職の研修・実習の場の提供である。
- ・自立支援協議会構成会議として、毎月で開催される各区連絡調整会議の他、全体会議（2回）、自立支援協議会に2回参加した。
- ・地域の相談機関との連携強化として、県社会福祉士会の差別解消窓口への相談担当、医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会（清水医師会主催）の相談担当、地域包括支援センターとの連携強化などを行った。

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・自立支援協議会地域移行支援部会ワーキンググループ会議への出席の他、地域移行支援に関する研修会に参加した。
- ・触法障がい者を対象に裁判での情状証人、拘留所・刑務所への面会の他、出所後の地域生活支援、再犯予防を行った。
- ・昨年に引き続き、弁護士や司法関係機関との連携を図った。

④権利擁護・虐待の防止

- ・虐待防止センターとして、障がい者虐待や権利擁護に関する個別事例の対応（通報受理、相談の受付）、行政の主催する対応会議に参加した。
- ・講演会の講師や障がい福祉事業所の虐待防止委員会の委員として参画し、権利擁護や虐待の防止の取り組みを進めた。

（2）障害者相談支援推進事業

①障害者110番事業

- ・延べ件数 217件
- ・受付人数 実人数115人（延べ210人）
- ・障がい者団体や家族会のメンバーによる相談窓口を週3回（火・水・木曜日）開設した。基幹相談支援センターと同様、同一相談者からの複数回の相談が寄せられた。

②身体障害者補助犬相談事業

- ・延べ件数 326件（補助犬の受入れ拒否事例5件）
- ・受付人数 実人数160人
- ・身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）に関する相談を静岡県補助犬支援センターの協力を得て受け付けた。補助犬の受入れ拒否については5件あり、補助犬の受入れへの理解を深める取り組みを引き続き進める。

③障害者相談員（身体・知的）活動の支援

静岡市から委嘱を受けて活動している障害者相談員の内容の取りまとめや研

修会を開催した。

- ・相談員の人数：46名（身体障害者相談員21名、知的障害者相談員25名）
- ・研修会 日程：8月15日（金）

内容：行政説明（静岡市障害福祉企画課）

講話「パラスポーツと相談員の役割」

（N）静岡市身体障害者団体連合会事務局長 大塚康夫氏

- ・コーディネート業務 知的障害者相談員（重心）の意見交換会を実施した

④地域生活及び社会参加等推進事業

- ・障がい者の文化活動への協力として、第40回障害者書道・写真全国コンテスト（戸山サンライズ主催）の作品募集、シニアクラブ静岡市合同作品展（シニアクラブ葵区・駿河区）の作品募集、準備等を行った。
- ・協会独自事業の差別解消・社会参加委員会、防災委員会、障害者プラン勉強会の運営を協力した。

（3）地域生活定着支援センターとの連携強化事業

①地域の相談支援事業所及びサービス事業所等の円滑な利用に向けた調整

- ・福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所等）の出所者の地域定着を支援する地域定着支援センターひまわり（沼津市）と福祉サービスの調整や支援に必要な連携を進めた。
- ・相談件数32件（うち地域定着支援センターより9件、関係機関13件、個人10件）
- ・地域定着支援センターとの情報交換4件

（4）関係機関等との連携体制整備

行政や社会福祉協議会などとの会議に出席し、障がい者福祉の視点から参画した。

特に、静岡市施策推進協議会には専門職アドバイザーの安藤千晶氏（社会福祉士）が出席し、専門職及び当事者団体の視点からの意見を発表した。

開催日：10月27日、1月20日（事前打ち合わせ1月9日）

その他、役職員が出席した主な会議

静岡市（非定型審査会、医療的ケア児等支援協議会、障害者歯科保健推進協議会、成年後見制度利用促進協議会、精神障害者地域連携会議など）
市社協（生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議、葵区地域福祉推進委員会）

その他（特別支援教育推進協議会、葵小学校不登校担当者会議、入所児童移行支援会議、CPA会議（医療観察法関係会議）など）

2. 地域生活支援ネットワーク 相談調整コーディネーター配置事業

（1）相談調整コーディネーター業務

5つの機能を運用するため、サービス調整コーディネーターとともに、「静岡市障害者自立支援協議会」や自治会・町内会、教育機関、医療機関、民間企業、地域包括支援センター等と連携して次の業務を行う。

①「相談」機能【連携強化の仕組みづくり】

ア 相談支援事業所との連携強化の仕組みづくり

- ・機能強化型（継続）サービス利用支援費を選択する指定・特定相談支援事業所および機能強化型（継続）障害時利用支援費を選択する障害児相談支援事業所と連携し、機能強化型の取り組みについての説明会を開催する。
- ・駿河区が「いちごいちえ」、葵区が「ポノHOUS（ハウス）」の名称で機能強化型複数事業所体制加算を活用した相談体制が活動を継続している。また、それぞれには、主任相談支援専門員もおり中核的役割を担い運営を行っている。加算を効果的に活用しながらも他事業所での相談しやすい体制ができることを広く知っていただける場として、月1回～隔月1回のペースで情報交換会に出席した。

イ 緊急の支援が見込めない世帯を把握するための取り組み

- ・地域活動拠点等の登録と取り組み理解の啓発で、緊急時の支援体制を整備することを最終的な課題と考え、研修やアウトリーチにより、市内事業所がすでに利用している方の緊急時の情報把握を定着させながら、地域の仕組みとした取り組みにつながるよう働きかけられる活動につなげた。

ウ 相談支援体制が十分に把握されていない地域での相談会の開催

- ・各区委託相談支援事業所と連携し、葵区（美和・藁科地区等）、駿河区（丸子・長田地区等）、清水区（由比・蒲原地区等）の相談支援体制が十分に整備されていない地域に居住する、障がいのある方を対象とした相談会を開催する。
- ・各地区で月1回～隔月1回のペースで相談支援事業所や地域包括支援センターと連携して相談会を開催した。

②「専門性」機能【専門的人材を育成するための研修会等の開催】

ア 移動支援従事者養成研修（年2回開催）

- ・知的障がい者、精神障がい者に係る移動支援事業従事者を養成する研修の実施及び研修修了者と市内移動支援事業所とが集まり、情報交換できるためのマッチング会の場を設けた。
- ・第1回移動支援従事者養成研修 9/19・20・21
47名の受講生が参加し、うち、43名が修了した
- ・第2回移動支援従事者養成研修 令和8年2月13・14・15日
31名の受講生が参加し、うち29名が修了した。
- ・マッチング会 10月11日
令和6年度と7年度第1回の修了者89名に案内を通知し、17名の参加があった。そのうち3名の方が業務に従事する登録に繋がり、現在も活躍している。

イ 障害福祉サービス事業所連絡会向け研修

- ・3月3日に株式会社ソーシャルインクルーホームのエリアマネージャー、管理者、サービス管理責任者を対象にした障がい理解の研修に、担当職員が講師として出席した。次年度もGH質の向上に向けた取り組みに協力していく

予定。

ウ その他専門的人材育成のために必要な研修

・Keep Safe

令和6年10月15日から、Keep Safe 活動が開始となり、市内の2名の女子に毎月2~3回実施している。この活動で、支援者の対人スキルアップと、地域の人垣支援につながる取り組みになることが一緒に協同する支援者と共通理解となった。また現在、児童相談所からの相談ケースで、Keep Safe プログラムを開始する準備を始めている。児童相談所と協同しながら、新たな他機関連携の仕組みづくりにつなげていきたい。

③「地域の体制づくり」機能

ア 拠点等登録事業所研修及び加算コーディネーター研修の開催

- ・2月20日に開催されたグループホーム・入所施設連絡会にて研修を開催。7月に実施したアンケート結果も踏まえた内容で開催した。また、よりイメージづくりにつながるために、グループワークでは拠点等を登録による支援でのQ&Aづくりを行った。

イ 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握

- ・放課後等デイサービス事業所連絡会、児童発達支援事業所連絡会、保育所等訪問事業所連絡会、就労移行支援事業所連絡会に参加し、活動状況や連絡会での課題を把握した。
- ・児童発達支援連絡会、保育所等訪問事業所連絡会は、児童発達支援に関係する委託事業所と知的・医ケアの委託相談とで連絡会の検討会を実施してきた。今回通年で参画した。
- ・放課後等デイサービス事業所連絡会は、葵・駿河区と清水区での連絡会に参画している。他のサービスの様子や自立支援協議会の内容を知る機会が少なく、この連絡会を利用して幅広い情報共有ができる場になっている。

(2) 静岡市自立支援協議会等との連携

- ①サービス調整コーディネーターとともに、地域のネットワークづくりについて、自立支援協議会（専門部会を含む）との検討や事業報告を行った。
- ②サービス調整コーディネーターと役割を分担し、会議等の運営を行った。
 - ・静岡市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会
 - ・静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会各行政区の事務局会議に毎月参加した。各区で実施してきた事例検討のグループワークの参加を通じて、コーディネーターが行っている活動を紹介したことで、相談機関へのアウトリーチ方法の手段や各区の相談会の活用へのきっかけになった。

3 障害者差別解消相談

(1) 相談事例の一覧と集約の概要・・・別紙1

- ①相談件数は、基幹相談支援センターの全集計は15件、前年度の1.5倍。
- ②相談件数のうち市内の差別は14件

③差別事例（14件）に関して・・・詳細別紙

- ・分類では、不当な差別が3件（21%）、合理的配慮の不提供は11件（79%）
- ・対象種別では、身体が7件、知的3件、精神が2件、重複が1件、全般が1件
- ・相手では、行政関係が7件、民間7件

内訳で行政は障害2、精神1、選管1計4、ほか教育、警察、文化各1

民間では、マンション組合2件、郵便局、ホテル、銭湯、開業医、福祉各1

（2）特徴と分析・・・別紙2

①相談者ごと

- ・差別の分類では、「合理的配慮の不提供」が大半（8割）で、昨年度と同様。
【分析】その背景は、障害者団体が地道に差別事例を報告していること、その場合、合理的配慮の提供を申し入れるよう助言してきた結果であると認められる。
- ・障害別の特徴は、身体障害の割合が5割と減ったが身体を含め全般に関わる事例が見られ、珍しく精神障害も2件が挙げたことは珍しい。
【分析】精神障害の関係の差別事例は潜在的にはもっとあると思うが、個別相談として挙がり、個別の事例も全体の事例もあり、ある意味正常化したと言える。

②相手側

- ・行政側が多いのは大きな課題。それも障害者部局の調査や事業の廃止などへの取組に対して「合理的配慮の不提供」の声が上がっていることは、本来、啓発推進すべき部署であることを自覚し、根本的な改善が望まれる。
【分析】市の障害関係の担当職員の個別の対応や、行政としての取組に課題があることは、本来、他部署や市民の窓口担当職員を指導すべき側であるはずなので、見直しの自覚と、「対応要領」を配布する以上の積極的な研修、指導が必要だと思われる（既に、以前から指摘されているが、改善は見られない）。
- ・民間事業所は、今年度は多岐にわたる業種になっている。
マンション管理組合と案件が2件あったが、別々のものであり、住居に関わる案件は生活に密着しているので差別相談がしやすいのだろう。
今回も相手方には、県の差別解消相談窓口との連携で訪問して説明したが、それ以上のことはできない。
【分析】民間の合理的配慮の提供が法的義務化され2年目だが、相談は増えてかつ多岐にわたっている。社会の全ての事業所それぞれの所管省庁から「対応指針」（いわゆるガイドライン）が出されているが、管理組合、自治会などは当事者意識が薄いので、まだまだ差別の案件は隠れており、増加が予想される。

（3）評価

①相談活動についての自己評価【再掲含む】

- ・今年度も当事者団体へ事例提出を強く要請しなかったが、件数は5割増。
差別件数：R4年度29件、R5年度11件、R6年度9件、R7年度14件

- 差別の解消を求められた場合は、県の相談窓口を紹介し引き継がざるを得ない。
- 委託相談事業所等からの事例報告数はほとんどなく、まだ相談員が受けた相談の中に差別の意識があることを察知する意識は相談員には薄いと思われる。【再掲】

②差別の相談で差別解消を求められた場合の対応

- 差別解消支援地域協議会での議論を行うことが求められる
市では施策推進協議会の中で差別解消支援地域協議会にて差別事例の報告がなされたが、解消の過程や課題についての意見交換はほとんどない。今回は特に行政に対する苦情が増えた。これが同協議会で議論されず改善もされないのは問題。
- 差別解消を求められる場合、県の仕組みを使わないと解消できない
実際、差別事例が当センターに寄せられた場合、本市には解決する仕組みがないため、必要だと判断したら関連条例による解決の仕組みをもつ県に持ち込まざるを得ない。ただ本市関係の案件は、本市の相談機関や行政に戻ってくるという形になっており、政令市としての機能や役割に課題がある

③今後の対応と提案

- 市の全ての市民向けの窓口職員に対する研修を毎年度行う
差別相談は行政では全庁に関係するので理解と準備が必要。市は「対応要領を各部署に配布済」との説明があったが、窓口では徹底されていないのは明らかだ。今回は、特に本家本元である障害福祉の担当部署の職員への不適切な個別対応などに問題があったことは、徹底的な意識改革と研修等が求められる。
- 市の障害者差別解消の条例設置を具体化する
市民からは差別解消の具体的な要請があるときは対応できないことには苦慮している。解消が求められれば県の相談窓口を紹介するしかない。今後は政令市として自主的に、独自の具体的な解消策の仕組みを持つことを検討されたい。そのためには市議会議員に正しい理解を持っていただくことが必要で、条例にしなければ全市的な取り組みや共生社会の実現は実現しそうにない。
- 障害者差別がカバーする分野は、民間全てで多岐に亘ることを啓発する
今回はマンション組合の相談があったが、自治会活動など日常の生活に直接かわるので問題になりやすいが、自治会活動も民間事業者に含まれることが理解されていない。連合自治会などに法の理解や啓発などを行うことも必要だろう。

受付日	件No	相談の概要	対応	相談者	相談者属性	受付方法	分類	分野	市内	障害種別	詳細	相手種別	相手	相談状況	所属・経路
2025/5/1	1	マンションの管理組合が駐車場の利用について合理的配慮をしてくれない	本人に状況を聞きに行った	本人	女性・50代	電話	合理的配慮の不提供	民間	○	精神	精神2級	民間	マンション管理組合	後日、相談員がマンションの管理組合の理事に説明した。本人のわがままとの意見あり。今年度は問題生じそうにないが、2年後に発生の可能性あり	相談機関
2025/5/20	2	転入予定のマンション側が、電動車いすを急に廊下(共用部分)に置くと言ってきた	本人が、管理組合と折衝、結果、車イスを玄関外に置けるようになり、7月入居済	本人	女性・50代	電話	合理的配慮の不提供	民間	○	身体	肢体(簡易電動車イス利用)	民間	マンション管理組合	本人が、管理組合と折衝、結果、車イスを玄関外に置けるようになり、7月入居済	相談機関
2025/8/19	3	静岡市の担当に郵便局の問題(No.2)を問い合わせたら「郵便局の指示に従え」という回答	送付書作成の手続きとデータを確認し、未入力データが何かを確認し、静岡市の担当と協力して対応	本人	男性・60代	電話	合理的配慮の不提供	民間	○	身体	視覚(弱視)	民間	郵便局	相談員が、本人からは問題のデータをもらい、相談機関でシミュレーションした。具体的には、国際郵便の会員になり、送付状の作成を途中まで入力し、確認した。	県相談窓口経由
2025/8/19	4	静岡市の担当に郵便局の問題を問い合わせたら「郵便局の指示に従え」と担当者の職員が回答	相談員が課長補佐に職員の対応・発言が不適切なことを申入れ、対応を求めた	本人	男性・60代	電話	不当な差別的扱い	行政	○	身体	視覚(弱視)	行政	市役所(障害福祉企画課)	課長補佐が、部下の不手際を回復すべく、郵便局の本社からの指示を調べるなどして対応したのが、奏功した。相談者側は、次の発送の時にはコードを調べてデータを完璧にして持ち込んだので問題なく発送できた。	県相談窓口経由
2026/2/3	5	息子が障害者雇用で郵便局に勤めているが、急に苦手な「日誌の音読」を指示され、困っている	日誌の保護者のコメント欄で「本人が苦手なことはやらさせないでください」と書いたうえで口頭でも伝えるよう助言	母親	女性・60代	電話	合理的配慮の不提供	民間	○	知的	療育A	民間	郵便局	助言を実施したら、夕礼での音読はなくなった(母親談)が、上司の理解がないことが課題なので、改めて配慮の申入れをするように助言	
2025/11/1	6	市立の美術館で行う講演に盲ろう手話通訳2名で行ったら、「観覧料」が無料なのは1名だけだと言われた	2時間以上の講演なので2名の手話通訳は認められているが、拝観ではないので無料のハズと申し入れるよう助言	通訳者	女性・60代	電話	合理的配慮の不提供	行政	○	身体	盲ろう	行政	指定管理の美術館	翌日、館長より「今回は認める」という判断で2人目も無料となったが、施設側が本質的な理解をしていない。指定管理の条例を見直し、必要な改正する必要がある。	
2026/7/1	7	障害のある市民に対するアンケート調査の回答が、オンラインのみなのは、合理的配慮の不提供	行政に対して、郵送の返送、持込の可否を確認し、入力補助を申し入れる助言	障害者団体		面談	合理的配慮の不提供	行政	○	身体・知的・精神的等	PCやタブレットなどが使えない人	行政	市役所(障害福祉企画課)	直接問い合わせれば、入力の支援はするという回答。結果、問い合わせ電話はなり続けた。結果、回収率は29%となり、前回44%から大きく減った。	
2025/11/1	8	精神障害者の地域活動支援センターが3月末で廃止になると急な決定が通知されて困った	居場所がなくなるというニーズに対して、代替施設は翌秋に予定しているとの回答	障害者団体		面談	合理的配慮の不提供	行政	○	精神	引きこもり、退院直後の人	行政	市役所(精神保健福祉課)	当事者団体が意見を集約してしかるべきところに提出したいと申し入れてきたので、議会の厚生委員長へ提出を助言。厚生委員長が、担当部署に説明を求め、当事者団体のヒアリングを行った。その後、別の支援者が厚生委員会に請願を出していたが、採択されなかった。	
2026/3/31	9	Hホテルに宿泊するため、杖歩行の子どもを車から降ろして障害者用駐車場に車を止めたら、スタッフから早く車を移動せよと促された	仕方なく、向かいの立体駐車場に移動させたが、結果理不尽だった	母親	40代・女性	メール	不当な差別的扱い	民間	○	知的・身体	身体は杖歩行	民間	ホテル	指示通りにしたら、障害者用駐車場に駐車したのは国会議員の車だった。障害者用駐車場を障害者でなく国会議員のために使った	
2026/2/1	10	スーパー銭湯で、知的障害のありそうな利用者が大きな声を出すのでスタッフが注意したが、さらに声が大きくなり困った	一旦、県の相談窓口を経由して、事業所を訪問して聴き取り	事業者側		電話・面談	合理的配慮の不提供	民間	○	知的	動き回る、声大きい	民間	スーパー銭湯	個別の件は、高齢の大人(祖父?)と一緒によく来ているが、子どもを自由にさせているので、困っているが、慣れているスタッフもいる。付添の大人次回は困ったら館内放送で付添いを呼ぶことで了解を得る。経営側はほかの障害者への対応についても職員に基本的な研修をしたいので、講師の派遣をお願いしたいと依頼→県の窓口に対応を引き継ぐ	県の窓口からの依頼
2025/12/1	12	駅近くの歩道で寸借詐欺にあって3千円盗られたことを駅前交番に訴えたが、証拠がないし相手もわからないならば、被害届は受けられないと言われた	相談員が弁護士に確認したら、被害届は5W1Hがあれば郵送でも警察に届けばいいとの助言をもらい、知人経由で本人に伝えた	本人の知人	男性・50代	面談	不当な差別的扱い	行政	○	身体	電動車イス利用者	行政	警察	浜松在住の障がいのある人が静岡に来て被害にあった。付き添いはなく一人で警察に行ったら面倒くさがられた様子。静岡の知人から相談者に伝えてもらったが、その後のアクションはなし。	
2025/9/26	13	ある整形外科の院長から、腰痛で総合病院で慢性腰痛症等と診断されたが、手帳の取得の診断書を頼んだら拒否され、心ない発言に傷ついた(清水区在住)	浜松病院を勧められたが、遠方で行けないので、主治医を済生会に転院した。しかし、公共交通機関が不便で、この前途中で転倒して救急搬送されてしまった	本人	男性・50代	メール	合理的配慮の不提供	民間	○	身体	手帳なし	民間・医療	開業医	家族から暴行を受け、現在は頼れる親族がおらず、一人暮らし。ご近所さんとヘルパーさんに助けてもらっている。(注:手帳がないので困っているようだが、ヘルパーさんは自費?)	
2025/7/18	14	視覚障害者協会から、投票用に作った補助具の用意が期日前投票所で不徹底だったので、選管に申し入れてほしいとの要望アリ	投票日(7/20)の直前なので、選管に、取扱マニュアルの投票所での徹底し、混乱することの内容に申し入れた	障害者団体		メール	合理的配慮の不提供	行政	○	身体	視覚障害	行政	選挙管理委員会	前年度から用意した補助具が好評だったが、期日前投票に行った当事者からの苦情の声が挙がったため、徹底を申し入れてほしいとの要望あり。選挙後、特に苦情は届いていない様子。	
2025/9/1	15	市立小学校で校外宿泊が朝霧で行われたが、特別支援級児童の母親が学校から「付添ってほしいが別の宿に泊まってほしい」と求められた。	事情:母親は本人自立的になったので付添いは既に不要だと思ったが、求めに応じた。ただ慣れない山道の遠出での車の運転など怖かったが、本人は問題なく過ごし、保護者とも接触せず無事終わった。	相談員	女性・60代	メール	合理的配慮の不提供	行政	○	知的	療育B	行政	市内小学校・教育委員会	児童への保護者の付添いの要求はときどきあり、学校側が判断しているようだが、保護者の負担を含め市教委は把握しているのだろうか。宿泊を伴う野外活動や修学旅行など児童には貴重な体験なので実施してもらいたいが、「もしなにかあったら」などという漠然とした事態への対応では、「合理的配慮」の理念から外れる。	
2025/7/2	11	就Bの経営者から暴言をくけている妻が体調を崩し、自分も薬が増えている。地元のF市役所や委託相談に苦情を言っても、相手にしてくれず、かえって施設に伝わり、さらに悪化。	市外なのでセンターでは対応できないので、県の差別的相談窓口を紹介	本人の夫	男性・40代	電話	合理的配慮の不提供	民間	市外	精神	詳細不明	民間・福祉	就労継続B型	暴言「なんでこんなことができないのか」「なんで覚えられないのか」「あなたのことは最初からきらいだった」「なんで体調を悪くするのか」など。	県の窓口へ引継ぎ

相談者別

個数 / 件	列ラベル								
行ラベル	事業者側	障害者団体	相談員	通訳者	母親	本人	本人の知人	本人の夫	総計
○	1	3	1	1	2	5	1		14
合理的配慮の不提供	1	3	1	1	1	4			11
行政		3	1	1					5
民間	1				1	3			5
民間・医療						1			1
不当な差別的扱い					1	1	1		3
行政						1	1		2
民間					1				1
市外								1	1
合理的配慮の不提供								1	1
民間・福祉								1	1
総計	1	3	1	1	2	5	1	1	15

相談者×相手別

個数 / 件	列ラベル								
行ラベル	事業者側	障害者団体	相談員	母親	本人	本人の知人	本人の夫	通訳者	総計
○	1	3	1	2	5	1		1	14
合理的配慮の不提供	1	3	1	1	4			1	11
行政		3	1					1	5
民間	1			1	4				6
不当な差別的扱い				1	1	1			3
行政					1	1			2
民間				1					1
市外							1		1
合理的配慮の不提供							1		1
民間							1		1
総計	1	3	1	2	5	1	1	1	15

相談者×分野

個数 / 件	列ラベル								
行ラベル	事業者側	障害者団体	相談員	母親	本人	本人の知人	本人の夫	通訳者	総計
○	1	3	1	2	5	1		1	14
行政		3	1		1	1		1	7
民間	1			2	4				7
市外							1		1
民間							1		1
総計	1	3	1	2	5	1	1	1	15

当事者別

個数 / 件	列ラベル						
行ラベル	身体	身体・知的・精神等	精神	知的	知的・身体	総計	
○	7	1	2	3	1	14	
合理的配慮	5	1	2	3		11	
行政	2	1	1	1		5	
民間	2		1	2		5	
民間	1					1	
不当な差	2				1	3	
行政	2					2	
民間					1	1	
市外			1			1	
合理的配慮の不提供			1			1	
民間・福祉			1			1	
総計	7	1	3	3	1	15	

当事者×相手別

個数 / 件	列ラベル						
行ラベル	身体	身体・知的・精神等	精神	知的	知的・身体	総計	
○	7	1	2	3	1	14	
合理的配慮	5	1	2	3		11	
行政	2	1	1	1		5	
民間	3		1	2		6	
不当な差	2				1	3	
行政	2					2	
民間					1	1	
市外			1			1	
合理的配慮の不提供			1			1	
民間			1			1	
総計	7	1	3	3	1	15	

当事者×分野

個数 / 件	列ラベル						
行ラベル	身体	身体・知的・精神等	精神	知的	知的・身体	総計	
○	7	1	2	3	1	14	
行政	4	1	1	1		7	
民間	3		1	2	1	7	
市外			1			1	
民間			1			1	
総計	7	1	3	3	1	15	

IV 障害福祉サービス事業（給付事業）

1 事業の種類	地域移行支援・地域定着支援（指定番号2234200075）
2 名称	静岡市障害者相談支援推進センター
3 事業の内容・対象	<p>障害者支援施設等（救護所・矯正施設含む）に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行を目指す。</p> <p>次の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。</p> <p>(1) 障害者支援施設、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方 (2) 精神科病院に入院している精神障害のある方 ※直近の入院期間が1年以上の方が対象（原則） (3) 救護施設または更生施設に入所している障害のある方 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害のある方 (5) 更生保護施設に入所している障害のある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害のある方</p>
4 所在地	静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター
5 管理者氏名	牧野善浴
6 令和7年度実績	地域移行支援 矯正施設退所者1名

1 事業の種類	自立生活援助（指定番号2214201606）
2 名称	静岡市障害者相談支援推進センター
3 所在地	静岡市葵区一番町50番地 静岡市番町市民活動センター
4 事業の内容・対象	<p>施設やグループホームではなく、地域内に自らの住まいをもって暮らす障害者の日常的に発生する“困りごと”に対応すべく定期的に訪問して様子を確認のうえ、必要な助言をしたり、本人からの連絡を随時受けて相談に乗ったり、外出に同行したり、手続き支援や連絡調整を行ったりする事業</p> <p>①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者などで、理解力や生活力などに不安がある人 / ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人（それまで身の回りの世話をしていた同居家族の死亡・入院などで日常生活の維持に支障をきたし、社会的孤立に陥るおそれがあるとみられる場合など） / ③一人暮らしではないものの、同居家族が障害や病気を有している。または要介護である等の状況で支援を得ることが見込めず、実質的に一人暮らしと同様の状況で自立生活援助による支援が必要な人</p>
5 管理者等氏名	牧野善浴 / サービス管理責任者 堀越英宏、木村純子
6 令和7年度実績	利用者6名 年度末の利用者5名 終了者：利用期間1年 1名（矯正施設に入所）